

京都市伏見区総合庁舎整備等事業
入札説明書等に関する質問回答(2回目)

No	資料名	頁	章	節	細節	項目	項目名	質問事項	回答
1	入札説明書	12	第3	3	(9)	イ	(エ) 代理人による入札	代表企業の社員が、代表者の記名押印がある入札書を持参する場合、代表者から当該社員への委任状は特段不要であると理解してよろしいでしょうか。(入札書には代表者のみ押印)	ご質問の趣旨のとおりです。
2	入札説明書	24	別紙1	2	(1)	ウ	(ア) 基準金利	割賦元本Bに係る基準金利にも15年物金利スワップレートが適用されると考えてよろしいでしょうか。	ご質問の趣旨のとおりです。[]を削除してお考えください。
3	要求水準書	3	第1	2	(1)	7	事業者の業務領域	周辺家屋影響調査の対象範囲及び具体的な内容をご教示願いたい。	対象範囲については、適切に判断してください。ただし、調査内容は、(社)日本補償コンサルタント協会会員又は、補償コンサルタント登録(国交省認定)を受けた第三者による「工事に伴う家屋事前調査・家屋事後調査」とします。
4	要求水準書	8	第2	3	(3)	1	遵守すべき法規制等	ハートビル法の認定を取得すると考えて良いか。	ご質問の趣旨のとおりです。
5	要求水準書	12	第3	1	(1)	5	3 設計図書の提出	電子納品について、国土交通省による運用ガイドライン(案)に準拠とあるが、詳細な仕様については協議可能と考えると良いか。	ガイドラインで判断できない内容については、ご質問の趣旨のとおりです。
6	要求水準書	22	第3	4	(2)	カ	発電設備	関連法規による防災負荷以外に100kVA程度(7VA/m ²)の負荷を見込めばよろしいでしょうか?	事業者で適宜判断してください。
7	要求水準書	25	第3	4	(2)	ヌ	テレビ電波障害防除設備	テレビ電波障害対策範囲は何件の建物を対象と考えたらよろしいでしょうか?また、全ての局に対して対策を行うと考えるとよろしいでしょうか?	本事業において電波障害を与える建物、及び、この地域で受信可能な局の全てが対象です。
8	要求水準書	28	第3	5	(3)	7	駐車場	公用車駐車場出入口を緊急車両出入口と兼用して差し支えないか。(各々を分けた場合、3面道路に対して4ヶ所の切り下げとなり警察協議が困難と考えるため)	ご質問の趣旨のとおりです。
9	要求水準書	33	第3	6	(4)	イ	1 事業者事務所	事業者事務所をビル管理室と同室として良いか。	ご質問の趣旨のとおりです。
10	要求水準書	40	第5	1	(5)	カ	費用の負担	維持管理上で必要となる消耗品、衛生消耗品、および資器材等を事業者の負担にて用意するとありますが、管球費用も事業者負担と考えるとよろしいでしょうか。	ご質問の趣旨のとおりです。

京都市伏見区総合庁舎整備等事業
 入札説明書等に関する質問回答(2回目)

No	資料名	頁	章	節	細節	項目	項目名	質問事項	回答
11	要求水準書	52	第5	6	(2)	ア	業務範囲	ごみ収集に伴う分別システムについて、第一回質問回答No.58で事業者が提案するよう回答がございましたが、現庁舎での分別種類を御教示願います。	現伏見区役所でのごみの分別種類は、要求水準書53頁のごみ置き場条件表の内容を参照してください。 なお、京都市本庁舎で実施しているゼロエミッションの取組みが将来区役所でも実施される可能性がありますので、それに対応できる提案をしてください。
12	入札説明書様式集	4					提案受付番号	本文8～9行目に提案受付番号に関する記載がありますが、入札参加資格審査通知書に提案受付番号の表記はありませんでした。(その後受領した入札通知書には入札番号の記載がありました)提案書類右下の提案受付番号には何を記載すればよろしいでしょうか。	入札通知書に記載された番号を記載してください。
13	入札説明書様式集						様式63(資金調達計画書)	本事業はSPCが資金調達し、事業遂行していくこととなりますので、資金調達企業名欄にはSPCと記載すればよろしいのでしょうか。	1では、資金調達の総額に対する内訳がわかるよう、資金調達企業はSPCの出資者または外部借入先とし、右に展開してください。2では、資金調達企業名欄を削除し、外部借入等の条件が分かるようにしてください。いずれも必要に応じて記入欄の形式を変更して記載してください。
14	入札説明書様式集						様式68(入札金額内訳書)	本様式には68-1(税抜き版)と68-2(税込み版)がありますが、68-1については合計欄が入札金額と同額となり、68-2については税込み合計欄が契約金額と同額になると理解してよろしいでしょうか。	ご質問の趣旨のとおりです。
15	仮契約書(案)	20	55	条			本件施設の修繕等	甲が甲の費用で行なう修繕等について、第一回質問回答No.96で「対象箇所の修繕後の維持管理は業務対象に含む」とございましたが、当該修繕により必要となる管理費用が変動した場合においても応じていただけるものと考えてよろしいでしょうか。	維持管理費用が変動する場合は、協議とする取扱いとします。
16	仮契約書(案)	22	60	条	2項		保険証券の提示	本項に基づき市に提示する保険証券は原本ではなく写しでよろしいでしょうか。	原本を提示し、写しを市に提出してください。
17	仮契約書(案)	24	64	条			サービス購入料の変更	本項に基づき変更されるサービス購入料は維持管理費部分のみであると理解してよろしいでしょうか。	ご質問の趣旨のとおりです。

京都市伏見区総合庁舎整備等事業
入札説明書等に関する質問回答(2回目)

No	資料名	頁	章	節	細節	項目	項目名	質問事項	回答
18	仮契約書 (案)	28	73 条	5項			引渡後の解 除の効力	本項5行目に第項という記載 があり数字が抜けております が、ここには4が入ると考えて よろしいでしょうか。	73条第5項を次のとおり修正 します(下線部を挿入)。「5 甲は、第69条第1項又は第71 条第2項の規定によりこの契 約が解除された場合において、 第3項の規定により甲又は 甲の指定するものが維持 管理業務の引継ぎを受けたと きは、施設整備費部分の支 払残額を解除前のスケジュール に従って乙に支払うとともに、 第69条第3項又は第74条 第4項の規定により損害額の 総額を乙に対し支払うものと する。」
19	仮契約書 (案)	38	別 紙 2	2	(1)		維持管理期 間中の保険 等	管理者賠償責任保険におけ る被保険者について、(案)に 記載されている【】内には、指 定管理者は含まれないものと 考えてよろしいでしょうか。	指定管理者も含まれます。
20	仮契約書 (案)	38	別 紙 2	2	(1)		維持管理期 間中の保険 等	管理者賠償責任保険におけ る「補償する損害」の条件に ついて、本件施設の所有に 関する損害についての保険 は含まれないものと考えてよ ろしいでしょうか。	ご質問の趣旨のとおりです。
21	仮契約書 (案)	39	別 紙 2	2	(2)		請負業者・生 産物賠償責 任保険	保険契約者・被保険者にお ける対象者は、事業者提案に よるものと考えてよろしいで しょうか。	ご質問の趣旨のとおりです。
22	仮契約書 (案)	46	別 紙 7	1	(2)		割賦元本A	引渡日からH21年3月末まで の金利を一括でお支払いいた だけるとのことですが、支払 日はH21年4月と考えてよろ しいでしょうか。	支払手続は第63条4項に従っ て行います。
23	仮契約書 (案)	46	別 紙 7	1	(2)		割賦元本B	除却日からH21年9月末まで の金利を一括でお支払いいた だけるとのことですが、支払 日はH21年10月と考えてよ ろしいでしょうか。	支払手続は第63条4項に従っ て行います。
24	仮契約書 (案)	46	別 紙 7	1	(2)		割賦元本B	除却日からH21年9月末まで の金利を一括でお支払いいた だけるとのことですが、入札 説明書P4の2行目によると除 却期間はH21年3月～11月と なっております。除却日を H21年11月とした場合、割賦 元本Bに係る各回の支払金 額および支払スケジュールは どのようになるのでしょうか。	除却日が平成21年9月までと なった場合に、9月末までの 金利を一括で支払います。10 月以降となった場合は、平成 22年3月までを1回目の支払 の計算期間とし、金利および 元本を支払います。

京都市伏見区総合庁舎整備等事業
 入札説明書等に関する質問回答(2回目)

No	資料名	頁	章	節	細節	項目	項目名	質問事項	回答
25	資料-7 設備諸元表	11					共通事項	壁面収納棚は、本工事であるので、造付家具(固定家具)と考えて良いか。可動家具(既製スチール製什器)であれば、区分は別途工事が妥当と考えられるため修正願いたい。	造り付家具とし、工事区分は本工事とします。
26	資料-7 設備諸元表	11					共通事項	壁面収納棚について、原則室の壁の1面に対して前面設置とするとの記載があるが、オープンオフィスで外壁面以外に課間の壁がないような場合は、窓下腰壁高さで1面前面設置と考えてよいか。	事務所内の収納力の目安として1面程度を壁面収納棚設置を求めています。平面計画上設置できない場合は、収納力を確保するための提案を求めます。
27	資料-7 設備諸元表	11					共通事項	掲示板のサイズ、仕様については事業者提案によると考えてよいか。また、既製品であれば、区分は別途工事とするのが妥当ではないか。	ご質問の趣旨のとおりです。既製品を使用する場合でも本工事とします。
28	資料-7 設備諸元表	6, 7, 9, 10					講堂・衛生教育室・大会議室・中会議室 1・グループ活動室1・体育ホール・多目的ルーム・区民ロビー・多目的ホール・食堂	視聴覚設備、機器一式の内容、PA設備の内容、スクリーン寸法、吊ボタン本数等及び業務用厨房機器一式については、事業者提案によると考えてよいか。	ご質問の趣旨のとおりです。
29	資料-7 設備諸元表							設備諸元表において事務所等に壁面収納棚 本工事となっております。外装デザイン、平面プラン等によっては、必要な収納棚が配置する事ができなくなる 恐れがあります。各事務室等の壁面収納棚の大きさ及びヶ所数等をご指示ください。	No.26の回答を参照してください。